平成１７年３月１６日
１６エネ財計第２１３号

定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程

（目的）
第１条　この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の助成を受けて、財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う定置用燃料電池大規模実証事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用）
第２条　財団が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成１４年法律第１４５号。以下「機構法」という。）、機構の定置用燃料電池大規模実証研究事業費助成金交付規程（平成１７年度規程第４６号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）
第３条　この規程において定置用燃料電池大規模実証事業とは、我が国における定置用燃料電池システム（以下「システム」という。）の初期市場創出段階における民間技術レベルの把握及び今後取り組む必要のある技術開発課題の抽出を目的として、システムを大規模かつ広域的に設置し、データ収集を行う実証研究事業をいう。
２　この規程において定置用燃料電池大規模実証研究事業費助成事業（以下「助成事業」という。）とは、助成金の交付を受けてシステムを設置し、初期運転確認を行う事業をいう。

（交付の対象及び助成率）
第４条　財団は、定置用燃料電池大規模実証事業に参加して、一般家庭等にシステムを設置し、データ収集を行う事業者（以下「実施者」という。）に対し、その実施に必要な経費として財団が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で助成金を交付する。
２　助成対象経費の区分及び助成率は、別紙１のとおりとする。

（交付の申請）
第５条　助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める応募要領に従い、様式第１による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に財団が指示する書類を添付して財団が指定する期日までに提出しなければならない。
２　申請者は、前項の場合において、当該助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕

入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（交付の決定）

第６条　財団は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類について審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

２　財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

３　財団は、前条第２項のただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　財団は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　前条第１項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１５日以内に様式第３による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

２　財団は、前項に基づく取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（契約）

第８条　実施者は、助成事業を遂行するため売買、請負その他の契約をするときは、一般競争入札に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争入札に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

２　実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、この規程に定める事項を内容とする契約を締結しなければならない。

（助成事業の内容の変更）

第９条　実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第４による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けた上で助成事業の内容の変更を行うことができる。

一　設置件数を変更しようとするとき

二　助成事業の完了日を変更しようとするとき

三　助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき

四　助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

五　その他

２　財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を実施者に速やかに通知するものとする。

３　財団は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実施状況の報告等）
第１０条　実施者は、財団が必要と認めて要求したときは、助成事業の実施状況に関し、様式第５による実施状況報告書を速やかに提出しなければならない。また、財団がシステムの民間技術レベルの把握及び今後取り組む必要のある技術開発課題の抽出を目的として助成事業により収集した実測データ等の提供を求めた場合は、それに協力しなければならない。

（実績の報告）
第１１条　実施者は、助成事業が完了したとき（第９条第１項第四号に規定する助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、様式第６による実績報告書を財団に提出しなければならない。
２　実施者は、財団が助成事業に係る実績の報告等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従わなければならない。
３　実施者は、第１項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
４　実施者は、交付決定において認めた助成事業実施期間内に助成事業が完了しないと見込まれる場合、第９条計画変更の承認を受け当該期間の末日までに様式第７による期末実績報告書を財団に提出しなければならない。

（定期報告）
第１２条　実施者は、前条の実績報告書又は期末実績報告書の提出の翌月の１日から２年間、別紙２に掲げるデータのうち、一般データ（第６条第１項の交付決定に基づいて設置したすべてのシステム（第６条第２項の規定に基づく交付決定において財団が実施者とシステム製造事業者（以下「メーカー」という。）毎に指定する２ヶ所のシステムを除く。）において取得すべきデータをいう。以下同じ。）又は詳細データ（第６条第２項の規定に基づく交付決定において財団がメーカー毎に指定する２ヶ所のシステムにおいて取得すべきデータをいう。以下同じ。）を取得しなければならない。
２　第１項のデータは、四半期の最終月の翌月１０日までに様式第８による定期報告書を財団に提出しなければならない。
３　財団の指定するシステム以外の設備について、詳細データを取得して報告を行うことを妨げない。

（評価データ報告）
第１３条　実施者は、システムを設置し、初期運転確認を行うためのデータ（以下「初期データ」という。）を取得した日以降に最初に到来する９月１日から１５日まで又は３月１日から１５日までの期間に一般データ又は詳細データを取得し、取得期間の末日の翌日から起算して５日以内に様式第９による評価データ報告書を財団に提出しなければならない。
２　財団は、前項の規定に基づき報告を受けたデータについて評価・検討を行い、機構に報告するとともに、公表するものとする。
３　実施者は、第１項の規定に基づく評価データを定められた提出期限までに提出できない場合は、あらかじめ評価データの提出できない旨の理由等を記載し、財団に報告しなければならない。

（定期報告の停止の承認）
第１４条　実施者は、第１２条の規定に基づく定期報告を停止するときは、あらかじめ様式第１０による定期報告停止承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成金の額の確定等）
第１５条　財団は、第１１条第１項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容（第９条第１項の規定に基づく計画変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第１１による額の確定通知書により実施者に通知するものとする。
２　前項の助成金の確定額は、財団が交付の決定を行ったシステム設置１台当たりの助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書のシステム設置１台当たりの実支出額とのいずれか低い額を算定基礎として、それぞれ設置台数に当該金額を乗じて得た額の合計額とする。

（助成金の支払）
第１６条　財団は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、実施者に対して助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部について概算払をすることができる。
２　実施者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第１２による助成金精算払請求書又は様式第１３による助成金概算払請求書を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第１７条　財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の規定に基づく交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
一　実施者が法令又はこの規程に基づく財団の交付の決定の内容若しくは指示に違反した場合
二　実施者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
三　実施者が財団との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をした場合
四　前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　前項の規定は、第１５条の規定に基づく助成金の額の確定を行った後においても適用するものとする。
３　財団は、第１項の規定に基づく取消しをしたときは、様式第１４により速やかに実施者に通知するものとする。

（助成金の返還等）
第１８条　財団は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。
２　財団は、第１５条の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求

するものとする。
３　財団は第１項及び前項の規定に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに実施者に通知するものとする。
一　返還すべき助成金の額
二　加算金及び延滞金に関する事項
三　納付期限
４　財団は、第１項の規定に基づく助成金の返還請求の通知をするときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還を請求するものとする。
５　財団は、実施者が返還すべき助成金を第３項第三号により通知する納付期限から１０日以内に納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０.９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）
第１９条　実施者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１５により速やかに財団に提出しなければならない。
２　財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
３　第１８条第３項及び第５項の規定は、前項の返還の場合に準用する。

（加算金の計算）
第２０条　財団は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。
２　財団は、加算金を徴収する場合において、実施者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）
第２１条　財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。
２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産の管理等）
第２２条　実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
２　実施者は、次条第１項により処分制限された取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第１６による取得財産等管理明細表を第１１条第１項に基づいて提出する実績報告書に添付して提出しなければならない。

３　実施者は、次条第１項により処分制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは、様式第１７による収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の全部又は一部を財団に納付しなければならない。

（取得財産等の処分制限）

第２３条　実施者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和５３年通商産業省告示第３６０号を準用する。

３　実施者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１８による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

４　第２項の規定に定められた期間を経過した取得財産等を実施者が処分することにより得られた収入については、前条第３項の規定は適用しない。

（産業財産権等）

第２４条　実施者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、機構の知的財産管理規程（平成１５年度規程第２５号）第３条第１項第一号に規定する産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後３０日以内に様式第１９による届出書を財団に提出するものとする。

（助成金の収益納付）

第２５条　実施者は、助成事業の成果に基づく知的財産権（機構の知的財産管理規程（平成１５年度規程第２５号）第３条第１項各号に掲げる知的財産権をいう。）の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、様式第２０による収益状況報告書を財団に提出するものとする。

２　前項の規定に基づく報告は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間とする。

３　財団は、第１項の報告に基づき、助成事業に相当の収益を生じたと認めたときは、実施者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

４　前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計額は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

（助成事業の承継）

第２６条　実施者の合併又は分割等により他の法人に助成事業を承継する場合においては、その事業を承継する者は、当該助成事業を継続して実施することについて予め様式第４に準じた承継承認申請書を財団に提出し、承認を受けなければならない。

２　財団は、前項に基づく承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、承継が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

３　第６条第２項から第４項の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（助成事業の経理等）

第２７条　実施者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その

収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（調査）

第２８条　実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

２　財団が必要があると認めるときは、機構の職員又は経済産業省の職員を立ち会わせることができるものとし、実施者はこれに応じなければならない。

（その他の必要な事項）

第２９条　助成金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別にこれを定める。

附　則

この規程は、機構からの承認があった日から施行する。

（別紙１）

助成対象経費

区分	内容	助成率
助成金	燃料電池本体、貯湯槽、バックアップバーナー、計測機器、配線・配線機具の購入・据付、配管・配管機具の購入・据付、工事に関する費用	定　額 ただし、システム設置１台当たり６００万円を上限とする。

（別紙２）

データ取得項目

定期報告データ及び評価データ報告項目は次のとおりとする。
一般データとしては（1）～（6）の項目とし、詳細データとしては（1）～（8）の項目とする。

（1）燃料電池発電量
スタックの発電により燃料電池本体の交流端から設置先の系統へ出力される電力量とする。ただし、燃料電池本体内に設けられた補器類で消費される電力は、燃料電池発電量に含めない。

（2）燃料電池受電量
燃料電池本体に対して商用の系統から供給される電力量とする。

（3）燃料電池燃料供給量（高位発熱量）
燃料電池本体に対して供給される燃料ガス流量から算出する。必要に応じて燃料ガス流量の温度補正、圧力補正を行う。発電中に消費される燃料ガス流量だけではなく、待機中に消費される燃料ガス流量及び起動／停止中に消費される燃料ガス流量も含まれる。

（4）燃料電池熱回収量
燃料電池本体で発生した熱量を、貯湯槽等の蓄熱部に熱搬送する際に、燃料電池本体から取り出される熱量を燃料電池熱回収量とする。
なお、設置先の系統に出力される電力量のうち、ヒーター等により貯湯熱量として回収される熱量は、別途データを取得し、その熱量は除外する。

（5）発電時間
上記（1）の燃料電池発電量が正（プラス）である時間を発電時間とする。

（6）故障内容（故障部位、対応方法、原因等）
実施者又は実施者の指示により作業者が運転停止させ、修理作業等することを故障という。ただし、作業者が現場に赴くことなしに遠隔操作等で運転停止、再起動させた場合及び設置先の使用者が運転停止、再起動をさせることは故障とはしない。
修理作業等が連続した複数日に及ぶ場合において、同一原因での故障対応は１回の故障とカウントする。
故障内容、対応方法の申告は下記の凡例を用いて行う。

①故障部位の凡例
A：スタック
B：燃料処理装置
C：空気供給装置
D：水供給装置
E：熱回収装置
F：インバータ
G：制御装置
H：その他（具体的に故障部位を記載）

②対応方法の凡例
ⅰ：全交換
ⅱ：一部交換
ⅲ：交換なし（調整作業、制御仕様変更、再運転操作など）

ⅳ：その他（具体的に対応方法を記載）

なお、定期メンテは故障には含めないが、定期メンテナンスの内容と回数の実績を報告すること。

（7）燃料電池電力供給量

設置先の電力需要に利用される電力量とするので、（1）燃料電池発電量から逆潮流される電力量及びヒーター等へ供給される電力量を差し引いた電力量とする。

（8）燃料電池湯供給量

燃料電池本体から貯湯槽等に蓄熱され、設置先の熱需要（給湯、温水暖房など）に利用される熱量とする。